

平成 29 年度 国際学術論文作成支援プログラム Q&A

全般的な事項

Q1 申請書を全て英語で記載してもよいか。

Can the entire application form be filled out in English?

A1 審査の利便性の都合上、論文の概要箇所については、日本語訳（要約程度）を付記いただくようお願いいたします。

なお、英語以外の言語で記載する場合は、全記載項目に日本語訳を付けていただくようお願いいたします。特に困難な事情がある場合は、個別にご相談ください。

For the convenience of the reviewing process, please provide an approximate Japanese translation of the abstract section of your paper.

If a language other than English or Japanese is used to fill out the application form, please provide Japanese translations for all items. If you have difficulty doing so, please contact us.

Q2 1 教員あたりの応募数の制限はあるのか。

A2 1 教員あたりの応募数の制限は設けておりません。ただし、1 論文につき、各支援（①校閲費支援、②投稿料支援、③掲載料支援）1 回ずつの支援としております。

Q3 1 件あたりの金額に上限はあるのか。

A3 1 件 50 万円以上の案件は、教員個人で発注することが出来ません。発注前に申請いただき、審査の結果が「支援可」となった場合は研究資金執行グループから発注します。

Q4 今年度中に発注したが、納品が翌年度になる見込み。この場合も申請可能か。

A4 本プログラムは、文部科学省からの「研究大学強化促進事業補助金」にて実施しているため、支払手続きが年度を跨ぐ場合は、支援対象外としております。

（国際学術論文作成支援プログラム 募集要項 「5. 支援とする論文」）

http://www.rac.titech.ac.jp/program1/pdf/H29ronbunshien_boshuyoko.pdf

Q5 学生が筆頭著者で申請資格のある教員が共著の場合、申請することは可能か。

A5 募集要項にありますように、申請可能です。この場合、申請書の論文著者欄に学生が筆頭著者である旨の注記をお願いします。

（国際学術論文作成支援プログラム 募集要項 「5. 支援対象とする論文」）

http://www.rac.titech.ac.jp/program1/pdf/H29ronbunshien_boshuyoko.pdf

Q6 学生の単著論文は支援対象か。

A6 募集要項にありますように、学生の単著論文は支援対象外です。

(国際学術論文作成支援プログラム 募集要項 「3.申請資格」、「5.支援対象とする論文」)

http://www.rac.titech.ac.jp/program1/pdf/H29ronbunshien_boshuyoko.pdf

Q7 募集要項の「5. 対象となる論文」に、「学問的価値の高い」とあるが、その審査のため国際学術論文支援プログラム審査員以外の専門家にレビューを依頼することがあるのか。依頼する場合、秘密の保持はどうなっているのか。

A7 審査に当たり、国際学術論文支援プログラム審査員以外の専門家にレビューを依頼することはございません。また、国際学術論文支援プログラム審査員が審査するに当たっては、論文の概要等は秘密事項として取扱います。なお、機密情報への取扱いに特に留意が必要な場合は、申請書への記載を控えていただくようお願いいたします。ただし、その機密情報を記載することが、申請のキーになるようであれば、特に情報の取扱いに留意が必要な個所を申請書に明記いただくようお願いいたします。

Q8 フォーム入力で発注する場合、業者に発注書を送ることができない。この場合は、発注書は不要か。

A8 発注方法が、インターネット画面へのフォーム入力に限定される場合（オーダーフォーム等）は、申込み画面の画面コピー等を印刷し、余白に予算詳細責任者のサインを必ず記載してください。ただし、大学から付与されたメールアドレスを使用した予算詳細責任者本人によるメール（又は予算詳細責任者本人の了解付きメール）での発注かつ学内統一様式に記載されるべき項目の記載がある場合は、そのメールを印刷したものを発注書の代わりとみなします。これらの場合、発注書は不要ですが、発注書と同様に保管してください。

Q9 海外の業者にメールで発注する場合、発注書の英語版フォーマットはまだ公開されていない。このような場合は、発注書は不要か。

A9 この場合に限っては、発注メールのコピーを発注書と同様に取り扱ってください。

Q10 検収は必要か。

A10 本プログラムでの支援の有無に関わらず、検収は必須です（②投稿料支援を除く）。校閲完了後及び論文掲載後は速やかに検収を受けてください。

Q11 掲載の検収はいつ（A オンライン掲載時、B インボイス受領時、C クレジットカード立替払いの場合のカード明細受領時）受けるべきか。

A11 Aの、論文がオンライン上に掲載されたタイミングで、検収を受けてください。

Q12 本プログラムの審査結果通知はまだ届いていないが、ちょうど支払いのタイミングなので、インボイスを送ってもらうよう回答してもよいか。

A12 本プログラムでの支援が決定していない段階なので、明確な回答は出来ません。ただし、支援を受

けられない場合も、ご自身で別の経費を確保して支払いを予定している場合は、ご自身の判断で送付時期を決定いただくことは問題ないと考えます。本プログラムの支援を受けて、外国送金での業者直接払いを希望する場合は、送金に日数がかかるため、インボイス到着後の支払期限を考慮したうえで、送付手続きをするようお願いいたします。

Q13 クレジットカード払いでの立替払い請求で申請可能か。

A13 本学のルールに則っていれば、支払い可能ですので、申請可能です。ただし、審査後、本支援プログラムでの支援対象とならない場合がありますので、ご了承ください。

なお、③掲載料支援について、クレジットカードで立替払いをした場合は、掲載の検収を受け、引落し金額が確定後（Web 画面での確認でも可）に申請するようにしてください。

Q14 他の経費で支払い済みの場合も申請可能か。

A14 他の経費で学内における支払い手続きが完了しているものに関しては、支援対象外です。

Q15 Impact Factor(IF)、Eigenfactor Score(EF)、SNIP は 2017 年に発表される指標を記載すればよいか。複数年度分記載する必要があるか。

A15 上記 3 種類の指標のいずれかについて、直近 1 年分のものを記載ください。

Q16 IF の 5 か年の平均値は 1 以上であるが、IF（2 か年平均値）年は 1 未満である場合は対象外か。

A16 対象外です。IF は 2 か年平均値を採用しています。

（国際学術論文作成支援プログラム 募集要項「4. 支援対象とする投稿先」）

http://www.rac.titech.ac.jp/program1/pdf/H29ronbunshien_boshuyoko.pdf

Q17 新しい雑誌のため、まだ IF、EF、SNIP のいずれも未定であるが、申請可能か。

A17 IF、EF、SNIP のいずれも未定の雑誌についても、同等以上のレベルと認められることを客観的に判断できる理由を申請書に記載できるなら、申請可能です。

ただし、審査時に申請内容から同等以上のレベルと認められない場合は、支援が受けられない場合もありますのでご注意ください。

記載例： 近い分野の X 誌や姉妹誌 Y 誌の IF が○以上であり、本雑誌の IF もこれと同等に評価できると考えられる。等

Q18 申請時とは別の雑誌に投稿する場合もあると思われる。その場合 IF も変わるが、支援決定後の投稿雑誌変更は許されるのか。

A18 投稿を予定していた雑誌が変更になることは有り得ます。その場合も基準となる 3 種類の指標 IF（H29 年度は 1.0 以上）、EF（0.001 以上）、SNIP（0.5 以上）のいずれも満たさない雑誌への

投稿は本支援の趣旨に反するので、支援対象外です。なお、投稿する雑誌を変更した場合は、国際学術論文支援プログラム担当にご連絡ください。変更の事情をお問い合わせする場合もございますので、ご了承ください。

Q19 翻訳の支援を受けたいが、支援対象か。

A19 昨年同様、翻訳は支援対象外ですので、支援できかねます。

Q20 別刷りの支援を受けたいが、支援対象か。

A20 昨年度同様、別刷りは支援対象外ですので、支援できかねます。(Q35 参照)

Q21 来年度もこのプログラムは継続するのか。

A21 来年度も継続の予定です。ただし、今年度の実施内容を踏まえ、来年度の公募内容は変更する場合があります。来年度の公募要領が決定しましたら、本学 HP で公開予定です。また、補助金を原資とする取組のため、来年度予算の成立時期によっては、支援開始時期が遅れる場合もあります。

①国際学術論文の校閲費支援

Q22 校閲の見積もりは、変更箇所の多少によって金額に幅が出る内容となり、金額が確定しないが問題ないか。

A22 予算の有効利用のために、概算額を把握する目的から、発注前の申請の場合は見積書を事前提出いただいております。申請に際しては、見積書を添付し、申請書にその旨記載ください。

Q23 校閲費支援に申請予定だが、投稿雑誌名は記載しなければならないのか。

A23 募集要項「4. 支援対象とする投稿先」に記載されている「国際的影響力のある学術雑誌・ジャーナルで3種類の指標（IF1.0以上、EF0.001以上、SNIP0.5以上）のいずれかの条件を満たすもの」に該当することを確認するため、投稿予定で構いませんので、必ず記載をお願いいたします。

Q24 より質の高い英語論文とするため、複数社に同じ論文の校閲を発注する可能性がある。この場合、複数社分全て支援対象となるのか。

A24 1論文につき、1回（1社）の支援となります。複数社に発注された場合も、そのうち1社分は申請可能です。

Q25 雑誌によっては、複数回の英文校閲を求められる場合がある。同じ論文で、複数回の校閲費支援を受けられるのか。

A25 1論文につき、1回（1社）の支援となります。どの段階での校閲を申請するかは、申請者ご自身で判断してください。

Q26 国際会議に投稿予定の論文は、校閲費支援の対象となるか。

A26 国際会議の proceedings も対象です。査読の有無、重要性について申請書内に記載してください。

②国際学術雑誌への投稿料支援

Q27 投稿料とは何を指すのか。

A27 「書類審査料」や「応募料」等を想定しています。掲載料とは異なります。

Q28 投稿料と掲載料の請求が一緒に来る予定。この場合、支援を受けられるか。

A28 1枚の請求書に、投稿料と掲載料の明細が記載されているのであれば、申請可能です。

投稿料と掲載料が明確に区別できる書類が整う場合は、投稿料は「投稿料支援」に、掲載料は「掲載料支援」に提出してください。

Q29 投稿前でも申請可能か。

A29 予約は受け付けておりません。投稿してから投稿料支援に申請してください。

③国際学術雑誌への掲載料支援

Q30 掲載前でも申請可能か。

A30 アクセプト時点での申請（予約）は受け付けておりません。掲載されてから掲載料支援に申請してください。

Q31 3種類の指標（IF1.0以上、EF0.001以上、SNIP0.5以上）のいずれかの条件を満たす学術誌の表紙に、研究成果の図表が採択されたとして、掲載料の請求があった。これは支援対象となるか。

A31 限られた予算の中で多くの方の支援を行いたいため、表紙の図表は、支援対象外です。

Q32 カラーチャージは支援対象か。

A32 今年度は、支援対象です。

Q33 表紙の図表の掲載料とそれ以外の掲載料の内訳が分かれば、それ以外の掲載料は支援対象となるか。

A33 ・表紙の図表の掲載料とそれ以外の掲載料の内訳明細が発行できる場合、それ以外の掲載料のみ対象となりますので、「掲載料支援」に申請してください。

・上記にあてはまらない場合は、大変申し訳ありませんが支援対象外となります。

Q34 掲載料と別刷代と一緒に請求される場合は、どのように申請すればよいか。

A34 ・掲載料と別刷代の内訳明細が発行できる場合は、掲載料のみ対象となりますので、「掲載料支援」に申請してください。

- ・掲載料に一定部数の別刷りが（国際学術雑誌の投稿・掲載規定で自動的に）含まれる場合は、「掲載料支援」として全額申請可能です。
- ・上記に当てはまらない場合は、大変申し訳ありませんが支援対象外となります。

Q35 オープンアクセス代は支援対象か。

A35 ・オープンアクセスが必須のジャーナルの場合（「掲載料」と「オープンアクセス料」を区別できない場合）は、「掲載料支援」として「掲載料に係る金額」を申請可能です。

- ・オープンアクセスを選択できるジャーナルの場合（「掲載料」と「オープンアクセス料」を区別できる場合）は、「掲載料支援」として「掲載料」のみ申請可能です。「オープンアクセス料」は、別刷り代とみなしますので、申請できません。

Q36 掲載されたらすぐに申請可能か。

A36 ・請求書払いの場合は申請可能です。

- ・ご本人のクレジットカードで立替払いとなる場合は、掲載されてからクレジットカード引き落とし日まで、かなりの時間を要する場合がありますので、引落とし金額が確定後（Web 画面での確認でも可）に申請可能です。

なお検収は、論文がオンライン上に掲載されたタイミングで受けてください。（Q11 参照）

Q37 掲載料支払い後に掲載される場合（掲載料前払いの場合）は、掲載前に申請可能か。

A37 掲載の検収を受けていない状態では、支払い手続きを完了することが出来ません。支払いから掲載まで、かなりの時間を要する場合がありますので、掲載の検収後（Web 画面での確認でも可）に申請ください。（Q13 参照）特に困難な事情がある場合は、個別にご相談ください。